



西脇市茜が丘複合施設『Miraie (みらいえ)』

## 新年のご挨拶

兵庫県行政書士会東播支部

支部長 橋本 一 弘



平成28年の新春を迎え、謹んで初春のお慶びを申し上げます。旧年中は会員の皆様には何かと支部運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

過ぎ去っていった年に感謝して新しい年を迎える、年の初めというものは何度迎えても清々しいものです。昨年は多くを学ぶ機会に恵まれた年でした。そして今年は激変の時代の始まりといわれています。激変の時代と聞くと不安に駆られる方も多いと思いますが、日本のみならず世界の歴史を振り返りますと、新しい時代の幕開けでもあり、チャンスに満ちた未来が広がります。時代が変われば古いと忘れ去られていたことが新鮮なものに生まれ変わって支持されるなど、新たなビジネスチャンスが生まれてき

ます。時代のチャンスをつかむためには、全ての出来事に対してプラス思考で挑むことが必要です。プラス思考は必ずよき結果に導いてくれることでしょう。

さて、行政書士業界に目を移しますと、昨年末に改正行政書士法に基づく特定行政書士が誕生しました。行政書士の歴史の中で初めて紛争性のある事件に関与することができることとなります。この新たな業務分野におきましても国民の利便、国民の権利擁護に資する国民に寄り添う行政書士として活躍が期待されます。

また東播支部といたしましては、昨年より支部での研修数を倍増しております。今年もより充実した研修の機会を皆様方に提供できますよう取り組んでまいります。併せて支部創立55周年事業といたしまして研修旅行などの厚生事業も企画してまいりますので、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この新たな年が会員の皆様にとりまして素晴らしい一年となりますよう心よりお祈り申し上げますとともに、本年も支部運営にあたりましてご指導ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 行政書士は、まちの身近な相談相手

# 新春の ごあいさつ



兵庫県北播磨県民局 局長 赤木 正明

新年あけましておめでとうございます。

兵庫県行政書士会東播支部会員各位におかれましては、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

行政書士の皆様は、社会が多様化し、行政手続きが複雑になる中で「街の法律家」として社会に確固たる地位を築かれておられます。これもひとえに業務に精励され、県民と行政をつなぐ重要な役割を担い、地域の信頼に応えてこられた賜で有り、深く敬意を表します。

さて、全国的にも少子高齢化や人口減少、東京一極集中が課題となる中、本県においても「兵庫県地域創生戦略」を策定したところです。

当該地域においても、将来的に全県平均を上回る人口減少が予想され、積極的に人口減対策を進めるとともに、将来にわたり活力ある地域社会を構築していくための取り組みを進める必要があります。

北播磨は、豊かな自然や多彩な農林産物に恵まれているとともに、古くより交通の要衝を形成しています。そういった特性を踏まえ、当県民局においては、北播磨

「農」と「食」の魅力づくりプロジェクト、いきいき暮らせる「北播磨」の創出、ふるさと意識の高揚と地域に根ざしたしごとの創出、地域の資源を活かした広域観光の推進、安全な「北播磨」の創出の5つの柱で、北播磨における地域創生を推進してまいります。

皆様におかれましても、今後とも、北播磨のさらなる発展にお力添えをいただくことをお願い申し上げます。

最後に、兵庫県行政書士会東播支部の今後のますますのご発展、そして皆様にとって、本年が幸多き年となりますようお祈り申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



## 「法の日」無料相談所開設の報告

会員 岸本 憲明

平成27年9月26日(土)、小野市「うるおい交流館エクラ」1階ハートフルサロンにて「法の日」無料相談所を開設いたしました。

最近の数年間は土地家屋調査士との共催で、本年も相談員が合わせて10名で午前の部と午後の部とを分けて担当。相談コーナーを会場の中央奥正面に設営し、対応いたしました。

今回は初めての開設場所であり、例年の様な商業施設でなかったことによるのか、開始から出足が悪く、手持ちぶさたな感がありました。

その分、会員間のコミュニケーションの時間が持



て、会員が業務でかかえる問題点を話し合ったり、スムーズに申請書類がおりるポイントの講義(?)が行われるなど、持ち時間は、そこかしこで十分有効に活用されていました。

相談件数は8件程度で、内容は相続手続きに関するもの、老後の生活不安や相続にまつわるもめごとの解決策など、業務範囲を超えた話にまで進展したものもありました。中には他士業の分野に及びかけはじめたため、業際の事を説明し、ご理解いただいた場面もありました。

この日は、業務内容についての特別に難解な相談はありませんでしたが、我々会員は日ごろから、『この分野なら私にまかせて!』と言える様に、日々研鑽し、スキルを上げる努力が必要かと考えます。得意分野を持つ者が集まればリッパな頭脳集団になります。会員のチームワークづくりも大切な行政書士業が発展するための方策であると思います。

毎年行うこの相談会ですが、今後も継続的に開催していく事が会員全体の業務拡大へとつながっていくものと信じ、午後4時すぎに会場を後にしました。

## 行政書士試験監督員を担って

会員 大西 美津子

平成27年、小雨が降る11月8日(日)に行政書士試験会場の甲南大学に試験監督員として午前9時頃に到着しました。私も受験時には監督員の方々にお世話になりましたので、今度は私が試験監督員として受験生の役に立ちたいと今回の監督員を希望しました。試験当日は、足音がしないように長らくはいていなかったゴム底の靴を履いていきましたがゴム部分が経年劣化して歩いていくごとに崩れびっくりしました。普段履いている靴を履くか、前日にでも靴のチェックをするものと学習しました。この件では同じ担当教室の監督員の方々に気を使わせてしまい恐縮しています。

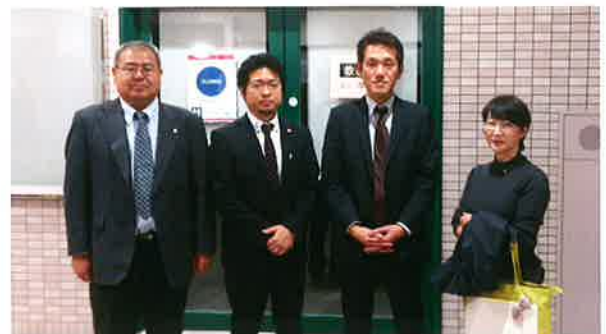
受験生のみなさんは、年に一度のこの日を目指して勉強されています。それぞれの思いや身近な人の応援に支えられこの日を迎え、受験会場に来ることができた受験生たちの顔を見ながら教室に入ると、机で試験問題の最終確認をされている真剣な姿が目に入りました。気持ちよく受験できるお手伝いをしなければと思いました。

担当教室の試験監督員は私を含め4人で務めまし

た。初めての試験監督員を体験し、受験時とは違った緊張をした私に先輩方は親切に対応してくださって有難く思いました。

「最後まであきらめずにファイト!」と内心受験生のみなさんにエールを送りながらの3時間の試験監督も、無事に終わりほっとしました。私の受験当時を思い出しながら今回の試験監督員を務めさせていただきました。

今私は行政書士として実務面の勉強をしています。まだ右も左もわからない状態ですが、少しずつでも前進していけたらと思っています。



## 知的資産経営セミナー

会員 竹内 紀子

平成27年9月28日(月)午後1時30分より、小野市うるおい交流館エクラ2階会議室において、神戸支部の川島三佳会員を講師にお招きし、知的資産経営セミナー「GIマークで地域ブランドを守る!」の支部研修会が開催されました。

今回の研修では、知的資産経営の考え方の基礎から、本年6月1日より開始された「地理的表示保護制度(GIマーク)」で地域ブランドの差別化をはかる取組支援を行政書士がどのようにコーディネートしていくかということ、具体的な事例を交えながら講義していただきました。

「知的資産」とは、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の目に見えない資産のことで、企業の競争力の源泉となるものです。

「知的資産経営」とは、今まで目に見えなかった企業の付加価値を具現化することで、自社の強みを外部にアピールし、有効に活用することによって持続的な収益獲得につなげる経営のことをいいます。知的資産経営支援に携わったことのない私には、経営者の思いを汲み取りながら「知的資産経営報告」

としてレポートをまとめていくことは、なかなか難しい作業だと感じましたが、顧客企業を今よりもっと発展させるお手伝いができる素晴らしくやりがいのある仕事であると確信できました。

地域には長年培われた特別の生産方法や風土、土壌などの生産地の特性により高い品質と評価を獲得するに至った産品が多く存在していますが、これら産品を知的財産として保護するのが「GIマーク」です。すでに、夕張メロン、市田柿など私たちがふだん見聞きするものが登録申請されているそうです。この申請支援業務は行政書士業務ということですから、業務を通じて行政書士が地域貢献できる良い機会となっていかもかもしれません。これからは、地域にアンテナを張り巡らせながら知的資産について知識を深めていこうと新たな可能性に気付かせていただき、非常に興味深く有意義な研修となりました。



## 「NPO法人設立手続の基礎」研修会に参加して

会員 横山 壽人

平成27年11月27日(金)、「NPO法人設立手続の基礎」と題して研修会が開催されました。東播支部と法人・会計専門部会の合同研修ということで、ベテランの方から新人の方まで多数の参加者があり、講師の森本唯史会員(法人・会計専門部会委員/神戸支部会員)の話に皆さん熱心に耳を傾けておられました。

NPOというと非営利の社会貢献活動を行っているボランティア団体というような漠然としたイメージしか持っていなかったのですが、森本講師から「非営利というのは活動で得た利益をその団体の構成員に分配しないという意味で、収益事業を行わないということではない」と説明され、「そうなのか!」と驚きました。

そしてNPO法人設立には行政側の認証が必要なこと、設立後も毎年度終了後には事業活動報告の提出義務があるなど、行政書士としても継続業務につなげやすい面もあり、今後増えていくであろうこの分野に関わっていくことの重要性が説明されました。



休憩をはさみ、どのようにNPO法人を設立していくか、その要件および手続きの流れの話になり、役所に出す申請書を具体的にどのように作っていくかということ、森本講師の豊富な実務経験に基づいて、非常に分かりやすく説明していただきました。

とりわけおもしろかったのは、NPO法人設立の際に提出する、最も重要な書類の一つである設立趣旨書をどのように作るかの話でした。

NPO法人をつくらうという人は、なんらかの社会貢献をしたいという強い意欲を持っておられるわけですが、その熱い想いをありったけ設立趣旨書にぶつけてくる方もけっこういらっしゃるようで、あまりに長い文章では定款やその他の書類との整合性がとれず、役所に矛盾点を指摘される場合もあるので、設立趣旨書はできるだけ簡潔にする方が良いのだそうです。

私はこの話を聞き、このあたりはいかに受理されやすい書類を作成するかという専門家の視点だなと感心しました。

今回のこの研修に参加し、私もNPO法人というものに関心がわき、設立手続に携われる機会があれば是非やってみたいと思いました。

## 「特定行政書士」制度新設

～行政書士の新たな可能性～

会員 渡邊尚樹

「行政書士法の一部を改正する法律案」が、両院とも全会一致による可決を経て成立し、平成26年6月27日に公布、同12月27日に施行されました。

この改正により、一定の研修課程を修了し、考査に合格した行政書士(特定行政書士)は、行政不服申立てに係る手続きの代理が行えるようになりました。官公署に提出する書類等の作成・提出を行うことを業とし、行政に関する手続きを熟知する行政書士が、行政不服申立てまで一貫して取り扱えることとなれば、国民利便の一層の向上に資することとなり、また、行政書士の専門的知見と経験を行政不服申立てに活用することにより、簡易迅速な手続きによる国民の権利利益の救済にもつながるものであり、非常に意味のある改正であると考えます。このことは、同時に国会で成立した改正行政不服審査法の、1. 公正性の向上、2. 使いやすさの向上、3. 国民の救済手段の充実・拡大という行政不服審査制度見直しの趣旨にも適っています。

平成27年10月4日には、第一回の考査が行われ、同12月4日に初めての特定行政書士の方々が誕生しました。今後も多くの特定行政書士が増え、新たな業務分野においても国民の利便、国民の権利擁護に資する「国民に寄り添う行政書士」として更に活躍されることを期待されています。

### 【特定行政書士が行える業務の例】

- ➔ 農地転用の不許可について
- ➔ 建設業の不許可について
- ➔ 産業廃棄物処理施設設置の不許可について
- ➔ 難民不認定について

など、行政書士が作成した申請に係る不許可処分等に対する不服申し立て手続きの代理業務を行う事ができます。



### 改正行政書士法(抜粋)

第一条の三

- 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。
- 前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士(以下「特定行政書士」という。)に限り、行うことができる。

## お知らせ

このたび、本誌「ぎょうせいはりまNo76」に『厚生部会「視察研修旅行」についてのアンケート』と『市町民向けPR名簿の発行について』を同封しています。支部の活動をよりよいものにしていくために、会員皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

## 東播支部忘年会報告

会員 吉田 稔

平成27年12月11日(金)、行政書士会東播支部の忘年会が加西市のスポーツリゾート青野運動公苑で開催されました。

当日は広報部会と理事会が開催され、引き続いての忘年会でした。橋本支部長の挨拶に続き、乾杯で会は始まりました。参加者14名、10名が役員、あと4名の方は忘年会のみ参加でした。3、4名ずつ分かれてのテーブルで、鍋料理を囲みながら情報交換や親睦を深めることができましたと思います。途中、知る人ぞ知る会員のハーモニカ演奏のアトラクションがあり、場も大いに盛り上がりました。女性の参加者も3名あり、終始なごやかな雰囲気の中かで進行しました。

一年間の疲れを癒し、来年を展望する楽しい忘年会でした。



## 新入会員の紹介

の ま き よ し  
**野間清史**

事務所／小野市天神町80番地の511

平成27年11月入会

TEL.0794-72-9339 FAX.0794-72-9339

この度、11月1日付にて兵庫県行政書士会に入会させていただきました野間清史と申します。しかしながら、登録はさせていただきましたが広範かつ多様な行政書士業務の遂行に関しては全くの未経験者です。各研修会への参加等を通じて諸先輩の方々から行政書士としての自覚及び意識等について学ばせていただきながら日々、自己研鑽を積み重ねてまいる所存です。諸先輩の先生方には、ご指導ご鞭撻の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

ふじ むら やす ひろ  
**藤村保弘**

事務所／多可郡多可町中区森本38番地

平成27年11月入会

TEL.0795-32-4322 FAX.0795-32-4322

此の度、行政書士会東播支部に入会させていただきました藤村保弘です。私は行政書士としての経験は全くありませんが、地域社会に繋がりながら、行政書士の名を汚すことなく、又、恥じないよう、使命感を持ちながら務めていきたいと思っております。ご交誼とご指導いただきますようお願い申し上げます。

## 編集後記

新年明けましておめでとうございます。

皆様、お気づきになられましたでしょうか？前号より「ぎょうせいはりま」はフルカラーでお届けさせていただいていることを！以前に比べると格段に手に取りやすい雰囲気になったと広報部一同とても満足しています。親しみやすくなった紙面の見た目にも負けず、内容面でも充実させていきたいと考えていますので、ご意見・ご要望等ございましたらお気軽にお寄せ下さい。最後になりましたが、今年も皆様にとって素敵な一年となりますよう心よりお祈り申し上げます。 (広報部 永崎)

## 東播支部会員動向 (平成27年12月1日現在)

会員数／91名

西脇市／23名・小野市／19名・加西市／20名  
加東市／21名・多可郡／8名

## ぎょうせい はりま No.76

発行日／平成28年1月1日

発行人／橋本一弘

発行者／兵庫県行政書士会 東播支部

〒675-1335 小野市片山町1332番地の1 橋本一弘事務所内  
TEL(0794)62-2377 FAX(0794)62-2374

